

社会福祉法人長門市社会福祉協議会  
歳末たすけあい地域活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長門市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する歳末たすけあい地域活動助成金交付（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会が、長門市内の地域福祉の推進を図ることを目的とした団体等が歳末並びに年始に実施する地域のたすけあい活動や世代間交流を支援するために、歳末たすけあい募金を財源とした予算の範囲内で助成金を交付し、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(助成の対象となる団体)

第3条 助成対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 地区社会福祉協議会
- (2) 自治会福祉部
- (3) ボランティアグループ
- (4) 高齢者、障害者、児童を対象とした福祉団体
- (5) その他本会会長が認める活動

(助成の対象となる活動)

第4条 助成対象となる活動は、年末年始の時期に実施する次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 地域住民の誰もが参加できる地域福祉活動
- (2) 地域住民のつながりが深まる世代間交流活動
- (3) 高齢者や障害者等を対象とした見守り訪問活動
- (4) その他「歳末たすけあい活動」にふさわしい内容であると本会会長が認め る活動

(助成の対象とならない活動)

第5条 助成対象とならない活動は、次の各号に掲げる要件のものとする。

- (1) 申請事業が他の助成や補助をすでに受けている活動
- (2) 構成員のみで実施する活動
- (3) 営利又は政治、宗教に関する目的とする活動

(4) その他「歳末たすけあい活動」にふさわしくない内容である活動

(助成対象活動実施期間)

第6条 助成対象活動の実施期間は、12月1日から翌年1月31日までとする。

(助成金の金額)

第7条 助成金額は、歳末たすけあい募金を財源としており、歳末たすけあい募金の予算範囲内で本会会長が決定する。

(交付申請)

第8条 助成金を希望する団体は、申請書（様式1）、団体概要書（様式2）、活動計画書及び収支予算書（様式3）を提出するものとする。

(交付決定)

第9条 前条の申請を受理した場合、本会で書類を審査し、交付決定した場合は決定通知書（様式4）を団体に通知するものとする。交付しない場合は、その旨を通知するものとする。交付決定した団体は、請求書（様式5）を本会に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた団体は、実績報告書（様式6）、活動報告書及び収支計算書（様式6-①）を活動実施後1か月以内に本会に提出するものとする。

(助成金の返還)

第11条 本会会長は、助成金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請が判明したとき。
- (2) 助成金を交付目的以外のものに使用したとき。
- (3) 本要綱第3条及び第4条の助成の要件を満たさなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、活動の全部又は一部を行わないことになったとき。
- (5) その他、本要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。